

長崎労働局長（当局）は、平成 28 年 3 月 16 日（水）全労働省労働組合長崎支部執行委員（全労働長崎支部）と職員の勤務条件等に係る交渉を行った。

交渉の概要は以下のとおりである。

全労働長崎支部

1．賃金・諸手当について

給与は、労働条件の基本となるもので、職員の生活と健康を守るため、地域間・世代間の賃金抑制の改善を関係機関に対し要望していただきたい。

2．労働行政体制の拡充について

連年にわたる定員削減もあって職員一人当たりの業務負担は大幅に増加しており、これ以上の定員削減は、行政サービスの低下による国民の行政に対する不信感を招き、職員の健康や働く意欲にも影響を与えかねないため、定員の削減や採用抑制を行わないよう関係機関への働きかけをしていただきたい。

3．地方分権改革・民間開放について

労働行政は、全国斉一の水準を維持するとともに、労働各行政分野が相互に連携し、労働者・国民本位の観点からその安心・安全を守るために国が直接業務を執行すべきであり、安易な規制緩和や地方移譲が行われないよう関係機関への働きかけをしていただきたい。

4．労働時間・休暇制度の改善について

勤務時間管理の適正化を図るとともに、超過勤務を縮減するため、業務改善等を行っていただきたい。

5．非常勤職員の労働条件改善について

非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定と均等待遇などの法制度・諸規定を整備していただきたい。

賃金の決定に当たっては、職務内容、職務経験等に応じた賃金・謝金の単価の引上げを行い、類似する業務に就いている非常勤職員間の賃金・謝金の格差を統一していただきたい。

当局

1. 賃金・諸手当について

給与は、労働条件の基本であり、職員の生活と健康を守るために、きわめて重要な問題であると認識しており、地域間・世代間の賃金抑制を改善していただくよう関係機関に対し要望してまいりたい。

2. 労働行政体制の拡充について

これまで連年にわたる定員削減もあって職員一人当たりの業務負担は大幅に増加しており、これ以上の定員削減は、行政サービスの低下による国民の行政に対する不信感を招き、職員の健康にも影響を与えかねないこと等について、関係機関への働きかけを行ってまいりたい。

3. 地方分権改革・民間開放について

労働行政は、全国斉一の水準を維持するとともに、労働各行政分野が相互に連携し、労働者・国民本位の観点からその安心・安全を守る必要があることについて、関係機関への働きかけを行ってまいりたい。

4. 労働時間・休暇制度の改善について

超過勤務については、当局において「超過勤務縮減対策要綱」を策定しその縮減に努めているところであるが、抜本的な業務簡素・効率化をはじめ、超過勤務を縮減するための具体策を講じ職員の健康の維持・増進及び勤務時間管理の適正化を図ってまいりたい。

5. 非常勤職員の労働条件改善について

労働行政に対する国民の期待が高まる中で、非常勤職員には、行政体制を補完する立場で業務処理に当たっていただいているところであり、賃金及び休暇制度の改善等要求の主旨については、十分理解できるので、その実現に向け関係機関に対し要望してまいりたい。